

令和6年度計量器部会役員会

日時：令和7年2月6日（木）17：00～

場所：東京第一ホテル錦 3階 レジエロ

一般社団法人愛知県計量連合会

令和6年度計量器部会役員会

日時：令和7年2月6日（木）17：00～19：00

場所：東京第一ホテル錦 3階 レジエロ

次 第

1 あいさつ

三島 部会長

2 議 案

第1号議案 令和6年度事業計画の実施状況について [資料1]

第2号議案 令和7年度事業計画（案）について [資料2]

第3号議案 知事表彰等の候補者の推薦について [資料3]

表彰別表彰者数 [資料3-1]

知事表彰者名簿計量関係功労者 [資料3-2-1]

知事表彰者名簿優良従業員 [資料3-2-2]

大臣表彰者名簿 [資料3-4]

団体表彰者名簿 [資料3-5]

令和6年度事業計画の実施状況について

I 会議等について

1 第12回定時総会

令和6年5月28日(火) 於：東京第一ホテル錦

[議案]

- ・ 令和5年度事業報告について
- ・ 令和5年度収支決算報告について
- ・ 計量士部会の会費の改定について
- ・ 役員の改選について

[報告事項]

- ・ 令和6年度事業計画及び収支予算について

2 会 議

(1) 理事会

開催日	場 所	内 容
第1回 R6・4・23 (火)	東京第一ホテル錦	1 入会者・退会者について 2 令和5年度事業報告について 3 令和5年度収支決算報告について 4 計量士部会の会費の改定について 5 役員の改選について 6 会長表彰候補者の選考について
第2回 R6・11・26 (火)	東京第一ホテル錦	1 令和6年度事業計画の進捗状況について 2 令和6年度上半期の収支状況について

(2) 監事会

開催日	場 所	内 容
R6・4・17 (水)	連合会 事務所	1 令和4年度の理事の職務の執行、事業報告及び 計算関係書類の監査

(3) 定例会・委員会

会 名	年 月 日	場 所
計量士部会例会	R6・4・5	名古屋薬業健保会館
	R6・5・7	〃
	R6・6・5	〃
	R6・8・5	〃
	R6・9・5	〃
	R6・10・7	〃
	R6・11・5	〃
	R6・12・5	〃
	R7・1・6	〃
世話人会	R6・5・21	連合会事務所
編集委員会	R6・7・8	連合会事務所
	R6・12・4	〃
研修委員会	R6・6・5	薬業健保会館

(5) その他の計量関係会議

会 議 名	年 月 日	場 所
(一社)日本計量振興協会 理事会	R6・4・18	東京都 主婦会館プラザF
同 総会	R6・5・29	東京都 ホテルインターコンチネンタル 東京ベイ
日本計量証明事業協会連合会通常総会	R6・5・13	東京都千代田区 KKRホテル
中部7県計量協議会	R6・7・4	三重県四日市市 プラトンホテル四日市

II 事業について

1 計量思想普及事業

(1) 計量啓発事業

- ◇ 計量記念日全国共通ポスター及び啓発資料を会員事業所等に配布しました。

450枚

(2) 計量情報事業

- ◇ 「あいちの計量」第72号 令和6年8月1日発行

「あいちの計量」第73号 令和7年1月1日発行

計量に関する情報及び当会の活動状況等を掲載した計量情報機関紙を発行し、
会員、計量関係行政機関及び全国計量関係団体に配布しました。

- ◇ 愛知県計量連合会ホームページの維持運営 (平成27年4月開設)

2 計量改善普及事業

講習会・研修会の開催

ア 計量証明事業主任計量者講習会

計量証明事業所に必須義務のある主任計量者の養成及び更新講習を行いました。

	開催日	場所	参加者数	内容
第一回	R6・9・12(木)	名古屋港湾会館 3階第2会議室	新規25名 更新8名 計 33名	◇計量法の概要 ◇登録制度 ◇事業者の義務 ◇はかりの管理知識

イ 計量士国家試験対策講習会

計量士国家試験合格を支援する講習会をおこないました。

開催日	場所	参加者数	内容
R6・9・30(月) R6・10・21(月)	側島第1ノリタケビル 7階会議室	4名	計量に関する基礎知識(一基) 計量器概論及び質量の計量(計質)

ウ 適正計量管理主任者研修会(流通事業所の部)

流通関係の適正計量管理事業所に必要な適正計量管理主任者等の養成研修を行いました。

R6・10・3(木)	名古屋市市政資料館 第3集会室	1名	◇計量法の概要 ◇適正計量管理事業所制度 ◇商品量目制度 ◇計量管理
------------	--------------------	----	---

エ 適正計量管理主任者研修会(生産事業所の部)

生産関係の適正計量管理事業所に必要な適正計量管理主任者等の養成研修を行いました。

開催日	開催場所	参加者数	内容
第1回 R6・10・17 (木)	名古屋港湾会館 2階 第1会議室	68名	◇計量法の基礎知識 ◇適正計量管理事業所制度 ◇特定計量器(質量計)の基礎知識と検査方法 ◇測定のトレーサビリティ ◇計量管理の考え方・進め方 ・計量管理の国際規格 ・計量管理の実践 ◇計量管理実施事例 ・はかれないものは造れない ・適正計量管理主任者講習会の事例
第2回 R6・10・24 (木)		38名	

オ 中小企業向け測定基礎研修会

開催日	場所	参加者数	内容
R6・11・14	薬業健保会館 4階中ホール	17名	◇測定の基礎 ◇測定器の基礎知識と使い方 ◇測定器の管理 ◇測定の失敗事例

カ 計量器コンサルタント資格証明書の更新事務

(一社) 日本計量振興協会発行の計量器コンサルタント資格証明書の有効期限

(3年)を迎える更新希望者の更新手続きを行う。

令和6年7月に27名、11月に5名が更新しました。

3 会員向け事業

(1) 顕彰事業

会員事業所の優良従業員の会長表彰を行いました。また、知事、中央団体等の行う表彰に際し、受賞者の推薦を行いました。

- ・会長表彰 22名
- ・知事表彰 11名
- ・団体表彰 2名 (中部7県計量協議会)

(2) 部会活動推進事業

当会4部会の情報交換や研修活動など部会活動を支援しています。

(3) 愛知県証紙売りさばき事業

愛知県の愛知県証紙売りさばき人指定に基づき、愛知県証紙を販売しています。

4 計量管理受託事業

(1) 適正計量管理受託事業

当会所属の計量士を工場・デパート等に派遣し、各事業所に適した計量管理及び指導を行っています。

- ・実施件数 10事業所 (12月末現在)

(2) 日本郵政グループ計量管理業務 < (一社) 日本計量振興協会受託経由事業 >

当会所属の計量士により、愛知県内の郵便局等の計量器の定期検査を実施しています。

- ・受託件数 486件
- ・実施件数 486件 実施率 100% (12月末現在)

(3) 検定申請代行事業

会員事業所の検定申請手続きを代行して、会員サービスに努めています。

- ・実施件数 33件 (12月末現在)

5 定期検査事業

- (1) 愛知県指定期検査機関・計量証明検査機関業務 (12月末現在)
 愛知県からの指定及び委託を受け、指定期検査機関及び指定計量証明検査機関として、質量計の定期検査業務を行いました(以下、計量器数は分銅類を除く)。

区 分	定期検査	計量証明検査	合 計
実施計画区域	県内15市10町2村	県内20市13町2村	
戸 数	1,945 戸	8 戸	1,953 戸
計量器数	4,104 器	11 器	4,115 器
延べ日数	185 日	5 日	190 日

- (2) 特定市指定期検査機関業務 (12月末現在)
 愛知県内4特定市からの指定及び委託を受け、指定期検査機関として質量計の定期検査業務を行いました。

ア 名古屋市 <H20年度業務開始>

定期検査	大 型
戸 数	34 戸
計量器数	125 器
延べ日数	15 日

大型は、計量能力 300 k g 以上の質量計保有事業所。(計量器数には、その事業所の計量能力300 k g 未満の質量計を含む。)

イ 岡崎市 <H25年度業務開始>

定期検査	小 型	大 型	合 計
計量器数	701 器	0 器	701 器
延べ日数	45 日	0 日	45 日

ウ 一宮市 <H21年度業務開始>

定期検査	小 型	大 型	合 計
戸 数	374 戸	18 戸	392 戸
計量器数	701 器	18 器	719 器
延べ日数	45 日	7 日	52 日

エ 半田市 <R5年度業務開始>

定期検査	小 型	大 型	合 計
戸 数	98 戸	11 戸	109 戸
計量器数	328 器	23 器	351 器
延べ日数	22 日	4 日	26 日

オ 豊田市 <H20年度業務開始>

定期検査	小 型	大 型	合 計
戸 数	293 戸	9 戸	302 戸
計量器数	560 器	13 器	573 器
延べ日数	32 日	7 日	39 日

Ⅲ 今後の事業計画

1 会議等について

(1) 各部会役員会の開催(令和7年2月に予定)

部会名	開催日時	場所
計量証明部会役員会	R7・2・3(月) 10:30～	名古屋港湾会館
計量管理部会役員会	R7・2・4(火) 17:00～	東京第一ホテル錦
計量士部会役員会	R7・2・5(水) 15:40～	名古屋薬業健保会館
計量器部会役員会	R7・2・6(木) 17:00～	東京第一ホテル錦

予定議題

- ・令和6年度事業計画の実施状況報告
- ・令和7年度事業計画(案)について
- ・知事表彰等の候補者推薦

(2) 第3回理事会の開催

ア 日 時:令和7年3月18日

イ 場 所: 東京第一ホテル錦

ウ 議 題

- ・令和6年度事業計画の実施状況報告
- ・令和7年度事業計画(案)について
- ・令和7年度収支予算(案)について

2 事業について

(1) 計量改善普及事業

講習会・研修会事業

ア 計量証明事業主任計量者講習会

令和7年2月13日(木)名古屋港湾会館 3階 第2会議室

◇内容:計量証明事業登録事業者に必要な計量法知識、主任計量者に必要な計量器の管理知識

◇定員:60名

イ 計量管理技術講習会

令和7年2月20日(木)名古屋港湾会館 3階 第2会議室

◇テーマ:製造現場における計量管理

◇講 師:(一社)愛知県計量連合会研修委員会委員

◇定 員:40名

(2) 会員向け事業

ア 部会活動推進事業

イ 愛知県証紙売りさばき事業

(3) 計量管理受託事業

次の事業を引き続き実施します。

ア 適正計量管理受託事業

イ 日本郵政グループ計量管理業務

ウ 検定申請代行事業

(4) 定期検査事業

愛知県及び県内5特定市の質量計の検査業務を引き続き実施します。

令和7年度事業計画（案）

自 令和 7年 4月 1日
至 令和 8年 3月 31日

我が国の経済情勢は、失われた30年からの脱却が望まれているものの、好景気とはほど遠い状態が続いています。

当連合会においても、円安による物価上昇等による経済情勢の悪化の中、会員の退会により会員数の減少が続いています。

事務局における人手不足は深刻さを増していて、事業の継続が危ぶまれる現状があります。

このような課題を抱えながらも正確な情報を会員相互で共有し、行政機関、他団体との緊密な連携のもと次の事業を進めてまいります。

1 計量思想普及事業

(1) 計量啓発事業

1月1日の計量記念日を中心に広く一般に計量思想の普及啓発事業を行う。

ア 計量記念日全国統一ポスターの配布 イ 啓発資料の配布等

(2) 計量情報事業

ア 計量情報機関紙の発行

当会の活動状況、計量法及び計量行政機関情報提供のため発行する。

(ア) 「あいちの計量」第74号 令和7年8月1日発行

イ 愛知県計量連合会ホームページの維持運営（平成27年4月開設）

当会の活動内容や講習会研修会等の開催案内情報を適時提供するため、随時更新や内容の充実に努める。

2 計量改善普及事業

計量法令・計量管理・計量計測技術に関する講習会・研修会を開催し、計量計測関係者の人材育成に努める。

(1) 計量証明事業主任計量者講習会

計量証明事業主任計量者の資格取得支援と計量法知識の情報提供を行う。

令和7年9月・令和8年2月

(2) 適正計量管理主任者研修会

適正計量管理事業所に配置が義務付けられている計量管理主任者等の養成を行う。

令和7年10月（生産事業所の部）

(3) 中小企業向け測定基礎研修会 <（一社）日本計量振興協会共催事業>

モノづくりの現場における計測従事者や品質管理の担当者を対象に、計量計測に関する基礎知識、技術向上のための研修会を開催する。

令和7年11月

- (4) 計量管理技術講習会
主として製造事業所の計量管理技術者や計量士を対象に、最新計量計測技術等の研鑽を支援する。
令和8年2月
- (5) その他説明会等
必要に応じて適時開催

3 会員向け事業

- (1) 顕彰事業
永年、計量関係事業所に勤務する勤務成績優秀な方等の表彰及び行政機関又は他団体が行う表彰の候補者推薦を行う。
企業推薦の会長表彰、知事表彰、大臣表彰、団体長表彰等
- (2) 部会活動推進事業
当会4部会の活動を支援する。
- (3) 愛知県証紙売りさばき事業
愛知県の愛知県証紙売りさばき人指定に基づき、愛知県証紙を販売する。
- (4) 新年賀詞交歓会の開催
計量界関係者が一堂に会し、新年祝賀及び相互の懇親を図る。

4 計量管理受託事業

- (1) 適正計量管理受託事業
- (2) 日本郵政グループ計量管理業務
- (3) 検定申請代行事業

5 定期検査事業

- (1) 愛知県の指定を受け、指定検査機関として質量計の定期検査及び計量証明検査業務を行う。
- (2) 県内特定市（名古屋市（大型はかりのみ）、岡崎市、一宮市、半田市、豊田市）の指定を受け、指定定期検査機関として質量計の定期検査業務を行う。

知事表彰等の候補者の推薦について

1 知事表彰候補者の推薦について

愛知県の「計量関係功労者等表彰要領」の計量関係功労者等知事表彰推薦基準により、該当候補者の知事への推薦を行う。

「計量関係功労者等表彰要領」の計量関係功労者等知事表彰推薦基準 ～愛知県～

区分	表彰の対象	推薦の基準
計量関係功労者	【計量関係事業者】 計量法に規定する特定計量器製造事業、特定計量器修理事業及び特定計量販売事業の届出をしたもの並びに計量証明事業の登録を受けたものであって、多年計量の発展に寄与し、功績が顕著な者。	1 当該事業を引き続き15年以上適正に運営していること。ただし、旧計量法の登録事業者は、事業年数に加算することができる。 2 計量関係事業及び計量の発展に寄与し、功績が顕著であること。 3 検査規程及び事業規程を遵守し、過去10年以内に、計量関係法令違反がないこと。
	【計量士】 計量士として、多年計量管理の業務に従事し、その功績が顕著な者。	1 計量士として引き続き15年以上計量管理の業務に従事していること。 2 計量管理の推進に指導的役割を果たし、その功績が顕著であること。 3 計量関係法令を遵守し、過去10年以内に、計量関係法令違反がないこと。
	【団体役員】 る役員も含む)として、多年団体運営に参画し、団体の発展と計量思想の普及に功績が顕著な者。	1 計量団体の役員として、通算10年以上就ただし、(社)愛知県計量連合会にあっては、前身である愛知県計量協会、愛知県計量管理協会、愛知県計量証明事業協会及び愛知県計量士会の役員歴を(社)愛知県環境測定分析協会にあっては、前身である愛知県環境測定分析協会の役員歴を加算することができる。 2 団体の発展に特に功績があり、計量思想の普及に顕著な功績が認められること。 3 自己の経営または勤務する事業所が、過去10年以内に、計量関係法令違反がないこと。
	【その他】 その他、計量の発展に関し、特に功績が顕著な者。	1 計量の発展、計量思想の普及又は業界の発展に特に功績が顕著であること。 2 過去に計量関係法令違反がないこと。

<p>優良従業員</p>	<p>原則として中小企業の計量関係事業者の従業員又は指定事業所における計量管理担当者として多年勤務し、勤務成績が優良で他の規範となる者。</p> <p>表彰対象者：</p> <p>① 特定計量器製造事業者従業員 ② 特定計量器修理事業事業者従業員 ③ 特定計量販売事業者従業員 ④ 計量証明事業者従業員 ⑤ 適正計量管理事業所計量管理担当者</p>	<p>1 計量関係事業者等の従業員として、15年以上勤務していること。 ただし、旧計量法の登録事業者等の従業員</p> <p>2 業務に精励して、かつ、人格に優れ、他の模範であること。</p> <p>3 過去に計量関係法令違反がないこと。</p> <p>4 年令は、原則として満40才以上であること。</p>
<p>計量管理実施優良事業所</p>	<p>指定事業所であって、計量管理を効果的に行いその効果が顕著なもの。</p> <p>表彰対象者： 適正計量管理事業所</p>	<p>1 計量管理の実施に熱意を持ってあたり、顕著な成果をあげていること。</p> <p>2 当該事業所の計量管理方式が、当該業種において最も有効適切なものと認められること。</p> <p>3 計量法第127条の指定を受けてから5年以上経過していること。ただし、旧計量法第172条の指定を受けたものは、経過年数に加算することができる。</p> <p>4 計量管理規程を遵守し、過去10年以内に計量関係法令違反がないこと。</p>

<スケジュール>

	事 項	時 期
①	部会役員会で表彰候補者の推薦	R7.2
②	表彰候補者に関係資料の提出を依頼(事務局)	R7.2～R7.3上旬
③	第3回理事会で表彰候補者推薦の報告	R7.3. 18(火)
④	表彰候補者推薦書を愛知県に提出(事務局)	R7.3下旬
⑤	愛知県からの表彰決定通知を受け、被表彰者に通知	R7.5上旬
⑥	第13回定時総会の会場にて表彰式	R7.5.27(火)

2 中部7県計量協議会会長表彰候補者の推薦について

「中部7県計量協議会表彰規程」の推薦基準により、該当候補者の中部7県計量協議会会長への推薦を行う。

[中部7県計量協議会表彰規程]

(1) 表彰対象者の要件

次のいずれの要件も満たすもので、各県2名以内

- ア 中部7県計量協議会の構成団体の会員で、各県代表団体の長が推薦するもの
- イ 過去に中部7県計量協議会会長表彰(旧中部日本計量連合会会長表彰及び中部7県計量管理協議会会長表彰を含む。)を受けたことがないもの

(2) 推薦基準

次のいずれかの基準に該当するもの

- ア 計量関係事業の発展に寄与したこと
- イ 計量器の発明改良に貢献したこと
- ウ 計量に関する研究、技術の向上に優秀な成果をあげたこと
- エ 計量管理の推進に功績があったこと
- オ 中部7県計量協議会を構成する団体の運営に特別の功績があったこと
- カ 計量思想の啓発及び計量の発展に多大な功績があったこと
- キ その他中部7県計量協議会の事業運営に特別の功績があったこと